

# 平成20年の国際協力等の状況

平成21年3月

警察庁長官官房国際課

## 目次

### 1. 総論

### 2. 国際協力

- (1) インドネシア国家警察改革支援
- (2) フィリピン警察活動支援
- (3) タイ・薬物対策周辺地域協力プロジェクト
- (4) ブラジル地域警察活動プロジェクト
- (5) 専門家派遣
- (6) セミナー等研修生の受入れ等
- (7) 国際緊急援助活動
- (8) 国際連合平和維持活動（PKO）における文民警察活動
- (9) 今後の方向性・課題

### 3. 国際社会との連携

- (1) G8 司法・内務大臣会議
- (2) G8 ローマ/リヨン・グループ
- (3) 国境を越える犯罪に関するASEAN+3 閣僚会議（AMMTC+3）
- (4) 犯罪防止及び刑事司法に関する国際連合会議（コンGRES）
- (5) 今後の方向性・課題

### 4. 治安関係条約交渉への参画

- (1) 各国との刑事共助条約の締結拡大
- (2) 日中領事協定
- (3) 各国との経済連携の促進
- (4) 警察当局間文書の策定
- (5) 今後の方向性・課題

### 5. 外国治安機関との交流

- (1) 二国間会合等
  - ア 日中間
  - イ 日露間
  - ウ 日韓間
  - エ 日伯間
- (2) 便宜供与
  - ア 外国の要人に対する便宜供与
  - イ 実務者レベルの担当官に対する便宜供与
- (3) 今後の方向性・課題

### 6. 国際的な警察活動の推進のための基盤整備

- (1) 国際協力のための体制づくり
- (2) 通訳体制の整備
- (3) 今後の方向性・課題

## 1. 総論

国際犯罪組織による組織犯罪や国際テロの脅威に対処し、我が国の治安及び国民の生活の安全を確保するためには、国内に目を向けているだけではもはや不十分であり、国内治安対策との連動、国内治安情勢に及ぼす効果等を視野に入れつつ、国際的な警察活動を主体的・戦略的に展開していくことが重要である。

警察庁が行う国際協力に関する事務を総括する国際課としては、国際会議や二国間協議等を通じて、外国の治安機関に対し、我が国の犯罪対策への理解や協力を求めるとともに、様々な協力・援助等国際協力を推進することにより相手国の犯罪対処能力を強化することで、日本の治安水準の向上が図られるよう努めているところである。

国際協力については、平成17年9月に、警察による国際協力の基本方針、実施施策等を明記した「国際協力推進要綱」を制定し、同要綱に基づき、インドネシア、タイ、フィリピン等のアジア諸国を中心に、日本警察が有する技術やノウハウの移転を積極的かつ効果的に推進し、世界各国から高い評価を得ている。

国際会議については、国際会議の結果を国内の犯罪対策等の治安対策にフィードバックする視点から、G8関連会合を始め、各種国際会議に主体的に参加し、相手国政府職員と顔を合わせて様々な治安問題について協議し、協力関係の強化に努めている。

国際条約については、犯罪対策等に関する取組みの実施を法的に担保するためには、条約等の国際約束を締結し、法的拘束力をもたせる必要があることから、引き続き条約締結交渉に積極的に参画することとしている。

外国治安機関との交流については、各国の治安機関との間での直接的な交流を進め、こうした交流を通じて実質的・具体的な協力関係を構築することが不可欠であり、こうした視点から精力的な取組みを行っているところである。

警察分野における国際化が急速に進展する中、これに効果的に対処するためには国際的な警察活動の推進が不可欠であり、そのためには、これを支える人的基盤の整備が急務となっている。そのため、通訳体制の整備のほか、国際的な警察活動を担う人材の計画的な育成方策を検討していくことが重要である。

このような状況を踏まえ、国際課としては、国際協力、国際会議、国際条約締結交渉、外国治安機関との交流、国際的な警察活動の推進のための基盤整備等に係る取りまとめや連絡調整に重点を置くことにより、警察庁の各業務担当局部により行われる各種国際関係業務に対する支援を効果的に行うこととしている。

## 2. 国際協力

平成20年には、警察による国際協力の基本方針、その方向性、実施する施策を明らかにした「国際協力推進要綱」（平成17年9月制定。以下「要綱」という。）に基づき、政府開発援助（ODA）事業を中心に、警察職員の専門家派遣、外国治安機関からの研修生の受入れを実施したほか、中国地震災害発生に伴い、国際緊急援助隊員として警察職員20名を同国に派遣した。

### (1) インドネシア国家警察改革支援

インドネシアでは、平成11年に国家警察が国軍から分離・独立して以来、国家警察の民主化改革が推進されている。警察庁では、この改革を支援するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）との協力の下、「インドネシア国家警察改革支援プログラム」として、専門家の派遣や研修員の受入れ等による技術協力を実施している。この事業は、一国の警察制度改革を支援するという画期的なものであり、国際的にも注目を集めている。

本プログラムでは、平成13年以降、警察庁から「国家警察長官政策アドバイザー」を全体の統括責任者として派遣し、平成19年から、国家警察幹部養成機関である警察大学院大学にも専門家を派遣した。平成14年8月から5年間の予定で実施されたブカシ警察署（現メトロ・ブカシ警察署及びブカシ県警察署）をモデル警察署とした「市民警察活動促進プロジェクト」は、平成19年8月から「第2フェーズ」として継続して実施されており、現在「組織運営」、「現場警察活動」、「現場鑑識」の各分野について専門家を派遣している。また、世界的な観光地を管轄するバリ州警察本部において平成19年7月から開始された「バリ島、安心なまちづくりプロジェクト」に対しても、観光警察活動を中心とした指導のために専門家を派遣している。

「市民警察活動促進プロジェクト」においては、市民のための警察活動の実践の場として交番セット（交番建物と車両や資機材のパッケージ）が供与され、無償資金協力の枠組みによるものを含め、平成19年1月までにメトロ・ブカシ警察署及びブカシ県警察署管内に交番が14カ所設置された。

また、同様に、本プログラムと関連する無償資金協力の仕組みにより、インドネシア国家警察に対し、無線機器や鑑識機材が供与され、市民からの通報に迅速かつ誠実に応えるための無線通信網の整備、物証に基づく犯罪捜査の推進等を行った。

我が国国内における研修としては、平成20年も引き続きJICAとの共催で「インドネシア警察行政セミナー」を開催し、北海道、茨城、愛知の各道県警察において計24名を受け入れた。また、日本における地域住民・行政機関等と警察との協働活動を紹介するため、インドネシア各州市民代表32名及び国家警察引率者6名の計38名を訪日視察団

として受け入れ、「インドネシア各州市民代表研修」を実施した。

## (2) フィリピン警察活動支援

フィリピンでは、邦人が被害者となる事件が続発していることや、同国が我が国で押収される違法銃器の仕出し国となっている現状に鑑み、平成20年9月、JICAと協力の下、「銃器対策能力向上プロジェクト」を開始するとともに、既存の技術協力を含めてフィリピン警察の犯罪対策能力を向上させる「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」を開始することとし、その全体を統括調整するために、警察庁から「国家警察長官アドバイザー」を派遣した。

これまで、初動捜査分野及び鑑識分野においては、同国の国家警察に専門家2人を派遣しており、同専門家らは、平成20年も科学捜査セミナーの開催や事件現場における現場指導等の活動を行った。

また、平成16年7月に指紋自動識別システム(AFIS)が供与されたことに伴い、平成18年8月からは、3年間の計画で「指紋自動識別システム運用強化計画プロジェクト」を実施中で、短期専門家派遣や研修員の受入れを通じ、遺留指紋のトレース要領や指紋鑑定作業等AFISの運用強化のための技術支援を行っている。最近では、実際の強盗事件等において、遺留指紋照合、余罪照合により被疑者が判明するなど、支援の成果が現れつつある。

このほか、同国に対する薬物犯罪対策支援として、平成19年まで行っていた「フィリピン薬物法執行能力向上プロジェクト」のフォローアップのため、フィリピン薬物取締庁(PDEA)への専門家派遣を検討している。

## (3) タイ・薬物対策周辺地域協力プロジェクト(第2フェーズ)

本プロジェクトは、世界最大級の薬物密造地域である「ゴールデン・トライアングル」地域周辺の薬物対策強化のため、平成14年から3年間のプロジェクトとして開始された。平成17年6月をもってその第1フェーズが終了したが、これは、警察庁としては初の、また、JICAとしても例の少ない、複数の国を支援対象とする「広域プロジェクト」であった。

平成18年9月からは、同プロジェクト第2フェーズを開始しており、平成20年末までに、薬物対策及び薬物分析の両分野の専門家計8名(うち長期2名)をタイ法務省麻薬統制委員会事務局(ONCB)に派遣中で、タイ及びその周辺国(カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム)における薬物分析能力の向上に重点を置いた技術協力を推進中である。

同プロジェクトでは、薬物犯罪捜査能力向上のためのセミナーの開催、第1フェーズにおいて供与した機材を用いての薬物分析技術の向上、日本における研修の実施を通じ、タイ及びその周辺国における薬物対策に係る指導者育成等を行っている。

#### (4) ブラジル地域警察活動プロジェクト

ブラジルについては、同国政府の要請により過去にも短期専門家を派遣し、また、日本へ研修員を受け入れるなど、交番制度に関する技術協力を中心に行っており、平成17年1月からは、サンパウロ州において交番制度の運用を向上させ、中南米地域における交番制度の技術移転のモデルとさせるため、「ブラジル地域警察活動プロジェクト」を開始したところ、同プロジェクトは平成20年3月に高い評価を得て終了した。

平成20年11月からは、同プロジェクトの後継案件として「交番システムに基づく地域警察活動普及プロジェクト」を開始し、サンパウロ州のほか、これら交番制度等の導入を目指すブラジル国内各州へ同システム等の普及を図ることを目的として、サンパウロ州への短期専門家の派遣や、サンパウロ州をはじめとする各州から我が国への研修員受入れを予定している。

#### (5) 専門家派遣

警察庁では、(1)～(4)の事業を中心に、JICAと協力して開発途上国に専門家を派遣して技術移転を図っている。専門家による技術指導分野は、交番制度、鑑識技術、薬物対策等多岐にわたっており、また、派遣期間も「長期」(1年以上)、「短期」(1年未満)と様々である。

平成20年には、JICA専門家枠で派遣継続中の者も含め、計5か国へ計34名の警察職員等を派遣した(別表1参照)。

#### (6) セミナー等研修生の受入れ等

警察庁においては、(1)～(4)の事業を中心に、警察庁独自に又はJICAと協力して、開発途上国から研修員を招へいしセミナーや会議を開催している。

その内容は、交番制度、薬物対策、情報通信と多岐にわたっており、その形態にも、複数国から研修員を招へいして行う集団研修と、特定の国から研修員を招へいして行う国別研修がある(別表2参照)。

平成20年においては、集団研修として「国際捜査セミナー」、「薬物犯罪取締セミナー」、「国際テロ事件捜査セミナー」等を実施し、また、国別研修として、「中国公安部捜査幹部研修」、「インドネシア警察行政セミナー」、「アフガニスタン警察研修」等を実施

し、後述するODAによらない警察庁独自招へいの研修を含めて、計36の国から計248名を招へいして研修を実施した。

また、警察庁においては、警察庁独自ODAによる国際会議として、平成7年から「アジア・太平洋薬物取締会議」を開催している。平成20年には、「薬物取引に対する国際協力の更なる発展のために」をテーマに、「第13回アジア・太平洋薬物取締会議」を開催し、国際捜査協力等について意見交換を行った。

ODAによらない警察庁独自招へいの研修としては、「フィリピン現場鑑識研修」及び「中国公安部青年幹部研修」を実施した（別表2）。

### (7) 国際緊急援助活動

我が国では、外国において大規模な災害が発生した場合に、被災国政府又は国際機関の要請に基づき国際緊急援助隊を派遣することとしている。警察においては、都道府県警察の中から国際緊急援助隊員を指名して迅速な派遣ができる体制を整えるとともに、平素から、迅速かつ効果的な救助活動を行うため、訓練や研修に参加している。

平成20年5月に発生した中国における地震災害に際しては、救助・通信隊員として警察職員20名（警察庁及び警視庁）を現地に派遣し、捜索・救助活動等を行った。同年7月には、同隊員代表と胡錦濤中国国家主席との会見が行われ、同隊の活動に対し、胡国家主席から感謝の意が示された。

また、同年10月には、国際緊急援助活動に関する研修・訓練として、JICAが主催する国際緊急援助隊総合訓練に、警察庁及び関係都県警察（警視庁及び兵庫県警察）の職員が参加した。

#### 警察からの国際緊急援助隊派遣状況

国（地域）	災害	任務	派遣期間	派遣人員
イラン	地震	捜索・救助	平成2年6月22日～7月2日	6名
フィリピン	地震	捜索・救助	平成2年7月18日～7月26日	11名
マレーシア	ビル倒壊	捜索・救助	平成5年12月13日～12月20日	11名
エジプト	ビル倒壊	捜索・救助	平成8年10月30日～11月6日	9名
コロンビア	地震	捜索・救助	平成11年1月26日～2月4日	15名
台湾	地震	捜索・救助	平成11年9月21日～9月28日	45名
アルジェリア	地震	捜索・救助	平成15年5月22日～5月29日	19名
モロッコ	地震	捜索・救助	平成16年2月25日～3月1日	7名
タイ	津波	捜索・救助	平成16年12月29日～平成17年1月8日	15名
		身元確認	平成17年1月4日～1月16日	5名
パキスタン	地震	捜索・救助	平成17年10月9日～10月18日	15名
中国	地震	捜索・救助	平成20年5月15日～5月21日	20名

## (8) 国際連合平和維持活動（PKO）における文民警察活動

平成18年8月、国際連合安全保障理事会決議第1704号に基づき、文民警察を主体とする国際連合東ティモール統合ミッション（UNMIT）が設立され、治安維持を含む東ティモールの安定強化及び国づくり支援が行われることとなった。同年12月には、文民警察官の派遣について国連から我が国に対して要請がなされ、PKO業務の実施主体となる内閣府国際平和協力本部事務局（PKO事務局）を中心に派遣に係る所要の検討を行ったほか、内閣府、警察庁及び外務省からなる政府調査団を東ティモールへ派遣し、UNMIT及び東ティモール政府関係者と意見交換を行い、我が国が東ティモールにおいて果たす役割を確認するとともに、現地治安状況等の確認を行い、我が国文民警察要員が果たす役割及び環境について調査を行った。

平成19年1月、東ティモール国際平和協力隊に警察職員3名（文民警察要員2名・連絡調整要員1名）を派遣し、同年8月には、第2次派遣要員に交代、引継を実施、東ティモール内務省及び国家警察に対し、警察行政事務に関する助言・指導業務を行い、平成20年2月に帰国した（文民警察要員のうち1名（警視長）は、国連東ティモール統合ミッション警察長官特別顧問に、別の1名（警視）は、同補佐官として勤務した）。同警察要員は、現地警察の基本教科書を作成するなど多大な功績を残し、東ティモール政府や国連から高い評価を得た。

### 国際連合平和維持活動（PKO）における文民警察官派遣状況

年 月	ミッション名	派遣先	人員
平成4年10月～5年7月	国連カンボディア暫定機構 (UNTAC)	カンボディア	75名
平成11年7月～9月	国連東ティモール・ミッション (UNAMET)	インドネシア 東ティモール	3名
平成19年1月～8月	国連東ティモール統合ミッション	東ティモール	2名
平成19年8月～20年2月	(UNMIT)		2名

## (9) 今後の方向性・課題

現在、我が国の国際協力については、従来の「ハード」（施設・物資）中心の協力から、技術協力のような「ソフト」（知識・人的貢献）の協力が重視されつつある。また、警察分野においても、支援対象国（地域）の社会秩序の維持・安定という良い統治（グッド・ガバナンス）の実現や支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の重要性が増している。従来より、こうした方向性に基づき実施されている我が国警察の国際協力

は、国際社会から高い評価を受けており、我が国に対する警察分野での技術協力の要請は、今後ますます増加していくものと考えられる。

こうした中、警察庁においては、必要な人材や受入れの体制を確保した上で、事前調査、計画の立案及び実施状況のフォローアップを充実し、経験や蓄積したノウハウをいかした効果的な技術協力を行っていくことが重要である。また、我が国ODA事業全般について評価の充実が求められているため、警察分野の技術協力についても、その効果を可能な限り把握するとともに外務省及びJICAとの連携を強化するほか、様々な機会を通じて警察庁でも関係国のニーズを把握するため職員を海外へ派遣しており、今後その結果を案件選定にいかしていく必要がある。このような様々なニーズがある知識・技術の移転を効果的に実施するため、警察大学校国際警察センターにおいて、毎年度実施している専門家養成を目的とした「国際協力課程」の修了者等適任者をデータベース化するなどにより、機動的な職員等の派遣を図るとともに、実施状況のフォローアップを行うことが課題となっている。

また、文民警察活動については、現行の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の下では、国際平和協力本部長の要請に基づいて警察庁職員を国際平和協力隊に派遣するにとどまっているが、より効果的で安全な文民警察活動を実施するためには、十分な教育訓練、支援等が必要であることから、将来的には警察庁を国際平和協力業務の実施主体として法的に位置付けることも検討すべきである。

別表1 平成20年中の専門家派遣実績  
(1) 平成19年以前に派遣された専門家

	階級	出身県	出発日	帰国日	長・短	派遣国	派遣先機関	指導内容
1	警部	島根県	H17.7.9	H20.3.8	長期	インドネシア	国家警察	地域警察
2	警部補	京都府	H18.6.15	H20.6.14	長期	タイ	麻薬統制委員会事務局	薬物取締
3	警部	兵庫県	H18.9.8	H21.3.31	長期	フィリピン	国家警察	科学捜査(鑑識)
4	警視	神奈川県	H18.9.14	H20.3.6	長期	ブラジル	サンパウロ州軍警察	地域警察
5	OB	警察庁	H18.12.1	H20.3.31	長期	タイ	麻薬統制委員会事務局	薬物分析
6	警視	富山県	H19.3.3	H21.3.2	長期	インドネシア	国家警察	組織運営
7	警視長	警察庁	H19.7.22	H21.7.21	長期	インドネシア	国家警察	警察長官アドバイザー
8	警視正	警察庁	H19.7.22	H21.7.21	長期	インドネシア	国家警察	POLMAS活動強化
9	警視	愛媛県	H19.7.22	H21.7.21	長期	インドネシア	国家警察	現場警察活動
10	警部	愛知県	H19.7.22	H21.7.21	長期	インドネシア	国家警察	現場警察活動
11	警部	警視庁	H19.7.22	H21.7.21	長期	インドネシア	国家警察	現場鑑識
12	警部	群馬県	H19.10.1	H21.9.30	長期	フィリピン	国家警察	科学捜査(初動捜査)
13	警部補	石川県	H19.10.21	H20.1.17	短期	インドネシア	国家警察	現場鑑識

(2) 平成20年中に派遣された専門家

	階級	出身県	出発日	帰国日	長・短	派遣国	派遣先機関	指導内容
1	技官	警察庁	H20.1.6	H20.3.5	短期	インドネシア	国家警察	無線通信網整備
2	警部補	神奈川県	H20.2.17	H20.3.15	短期	インドネシア	国家警察	現場鑑識
3	警部	静岡県	H20.2.23	H22.2.22	長期	インドネシア	国家警察	地域警察
4	技官	警察庁	H20.4.6	H20.4.26	短期	フィリピン	国家警察	AFIS運用強化
5	一般職員	大阪府	H20.4.6	H20.4.26	短期	フィリピン	国家警察	AFIS運用強化
6	一般職員	警視庁	H20.6.1	H20.6.28	短期	インドネシア	国家警察	現場鑑識
7	警部補	警視庁	H20.6.29	H20.7.26	短期	インドネシア	国家警察	現場鑑識
8	警視	警視庁	H20.8.10	H20.8.15	短期	インドネシア	国家警察	鑑識制度
9	技官	警察庁	H20.8.18	H20.10.4	短期	フィリピン	国家警察	AFIS運用強化
10	一般職員	大阪府	H20.8.25	H20.10.4	短期	フィリピン	国家警察	AFIS運用強化
11	警部補	警視庁	H20.9.8	H21.3.31	短期	タイ	麻薬統制委員会事務局	薬物取締
12	警視長	警察庁	H20.9.21	H22.9.30	長期	フィリピン	国家警察	国家警察長官アドバイザー
13	警部補	静岡県	H20.10.5	H20.12.22	短期	インドネシア	国家警察	現場鑑識
14	警部	京都府	H20.10.6	H22.10.5	長期	フィリピン	国家警察	銃器対策
15	一般職員	千葉県	H20.10.13	H21.3.31	短期	タイ	麻薬統制委員会事務局	薬物分析
16	警部	神奈川県	H20.10.29	H20.11.25	短期	インドネシア	国家警察	地域警察
17	警視正	警察庁	H20.11.10	H20.11.14	短期	シンガポール	第三国研修	交番制度
18	警視	警察庁	H20.11.10	H20.11.14	短期	シンガポール	第三国研修	交番制度
19	技官	警察庁	H20.11.10	H20.12.23	短期	タイ	麻薬統制委員会事務局	薬物分析
20	技官	警察庁	H20.12.7	H20.12.20	短期	フィリピン	国家警察	AFIS運用強化
21	一般職員	大阪府	H20.12.7	H20.12.20	短期	フィリピン	国家警察	AFIS運用強化

別表2 平成20年中のJICA研修等受入実績

## (1) JICA研修員等受入事業

	研修名	参加国	員	受入期間	主な地方 研修
集団 研修	警察情報通信セミナー	アンティグア・バーブーダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、コスタリカ、ガイアナ2、インドネシア、パキスタン2、フィリピン3、セルビア、ウルグアイ	14	20.1.23～ 2.7	宮城県
	画像処理に関する国際法科学セミナー	バングラデシュ、ブラジル、ケニア、ネパール、ペルー、タンザニア	6	20.2.28～ 3.7	
	国際捜査セミナー	アフガニスタン、ブラジル、カンボジア、コロンビア、エルサルバドル、インドネシア、ヨルダン、ネパール、パキスタン、フィリピン	10	20.4.8 ～4.25	長崎県
	東部アフリカ警察行政セミナー	ブルンジ2、ケニア2、ルワンダ、スーダン、タンザニア2、ウガンダ	9	20.5.13 ～5.30	和歌山県 群馬県
	国際テロ事件捜査セミナー	カンボジア、インドネシア2、レバノン、マレーシア、パキスタン3、フィリピン、サウジアラビア、セルビア、スリランカ、イエメン	13	20.8.17 ～8.30	大阪府 奈良県
	薬物犯罪取締セミナー	バングラデシュ、ブラジル、カンボジア2、コロンビア、ホンジュラス2、インドネシア、レバノン、マレーシア2、ミャンマー、ネパール2、フィリピン、タイ、ウズベキスタン	17	20.9.24 ～ 10.10	北海道
国別 研修等	フィリピンAFIS運用強化プロジェクト「指紋鑑定」研修		2	20.1.16～ 3.12	宮城県 山形県
	中国公安部捜査幹部研修（19年度分）		10	20.1.17～ 2.1	岩手県
	イラク警察研修（現場鑑識）		6	20.1.22～ 1.29	大分県
	フィリピン/科学捜査（現場鑑識）研修		1	20.1.29～ 2.7	兵庫県
	フィリピン/科学捜査（初動捜査）研修		1	20.1.29～ 2.7	大阪府
	インドネシア/バリ島安心なまちづくりプロジェクト地域警察研修		5	20.1.29～ 2.6	静岡県
	インドネシア/警察幹部・行政市民代表研修		8	20.3.3～ 3.8	千葉県 警視庁
	インドネシア/ポルマス活動強化研修		6	20.3.3～ 3.8	宮城県 警視庁
	イラク警察研修（警察官養成）		3	20.3.13～ 3.18	
	インドネシア/組織運営研修(国家警察上級幹部)		9	20.3.17～ 3.20	警視庁
	フィリピンAFIS運用強化プロジェクト「指紋鑑定」研修		2	20.5.20～ 7.18	大阪府 兵庫県
	インドネシア/現場警察活動（分署長）研修		8	20.6.25～ 7.4	新潟県 警視庁
	インドネシア/現場警察活動（交番勤務員）研修		8	20.6.25～ 7.4	兵庫県 警視庁
	インドネシア各州市民代表研修		38	20.7.14～ 7.18	千葉県 警視庁
	インドネシア/ポルマス活動強化研修		5	20.8.25～ 8.30	福島県
	インドネシア/バリ島安心なまちづくり研修		4	20.8.25～ 8.30	静岡県
	中国公安部捜査幹部研修（20年度分）		9	20.9.9～ 9.26	奈良県
	ベトナム「ハノイ交通安全人材育成」等研修		10	20.9.17～ 9.30	大阪府 埼玉県
	フィリピンAFIS運用強化プロジェクト「指紋鑑定」研修		2	20.10.13～ 12.6	大阪府 兵庫県
	インドネシア警察行政セミナー		24	20.10.14～ 11.14	北海道 茨城県 愛知県
アフガニスタン警察研修		10	20.12.2～ 12.12	広島県	

(2) 警察庁ODAによる国際会議

事業名	ODAによる招へい国	人員	実施期間
アジア・太平洋薬物 取締会議	インド、インドネシア、カンボジア、タイ、バン ラデシュ、中国、ネパール、フィリピン、ベトナ ム、ラオス、東ティモール	26	20.1.29～ 2.1

(3) 警察庁独自招へいによる研修

研修名	人員	実施期間	研修先
フィリピン/現場鑑識研修	3	20.1.29～ 2.7	兵庫県
中国公安部青年幹部研修	5	20.3.24～ 4.2	大阪府

### 3. 国際社会との連携

主要国首脳会議（サミット）においては、近年特に、国際組織犯罪、国際テロ等に関する問題が頻繁に取り上げられるようになってきている。G8のテロ対策の専門家（ローマ・グループ）及び国際組織犯罪対策の専門家（リヨン・グループ）から構成されるG8ローマ／リヨン・グループにおいては、G8各国の法執行機関等の担当者による実務的な検討が継続的に行われているほか、平成9年以降は「G8司法・内務大臣会議」も開催されている。

近年、より強い結び付きが求められているアジア地域においても、国際組織犯罪対策・テロ対策が最も大きな関心事の一つとなっており、「国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会議（AMMTC+3）」を始めとする各種会合において、活発な議論が行われている。また、「犯罪防止及び刑事司法に関する国際連合会議（コンGRESS）」等、国連が主催する全世界的な国際的枠組みにおいても、国際組織犯罪・テロ対策が主要な議題として討議されている。

警察庁においては、これらの会議への参加や我が国の対処方針策定に係る取りまとめ等各種の国際的枠組みに積極的に参画している。

#### (1) G8司法・内務大臣会議

G8司法・内務大臣会議は、G8各国の司法・内務担当大臣が集まり、国際的な組織犯罪対策やテロ対策を検討する場として、平成9年に開始され、平成13年以降は毎年各国のサミット議長国において開催されているものである。我が国からは、国家公安委員会委員長や警察庁の幹部職員等が出席し、日本の取組状況を報告するとともに、共同宣言等の起草に積極的に参画してきた。

平成20年6月には、サミット議長国である日本の主催により、東京都内においてG8司法・内務大臣会議が開催され、国家公安委員会委員長及び法務大臣が議長を務めた。同会議において、国際テロ対策、薬物犯罪対策、ID犯罪、国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワークの構築、キャパシティ・ビルディング支援及び児童の性的搾取との闘いについて議論を行い、「G8司法・内務大臣会議総括宣言」及び「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8内務・司法閣僚宣言」が採択された。

#### (2) G8ローマ／リヨン・グループ

G8ローマ／リヨン・グループは、昭和53年にボン・サミットを契機に発足したG8テロ専門家会合（G8ローマ・グループ）と平成7年にハリファックス・サミットで設置されたG8国際組織犯罪対策上級専門家会合（G8リヨン・グループ）が、平成13年の米国同時多発テロ事件以降合同で開催されているものである。各年のサミット議長国におい

て原則として毎年3回会合が開催されており、同グループ全体の意思決定を行う団長会合の下、具体的プロジェクトを推進する6つのサブ・グループ（法執行、ハイテク犯罪、テロ対策実務者、刑事法、移民専門家、交通保安）が設置されている。同グループにおける検討結果は、基本的にG8首脳会議やG8司法・内務大臣会議に報告されることとなり、テロ対策、法執行、刑事法、サイバー犯罪等の分野において、国際標準の策定や関連プロジェクトの実施を行っている。

これまでも、法執行サブ・グループにおいては、児童の保護対策、G8各国間でのDNA型情報の交換、合成薬物対策等、ハイテク犯罪サブ・グループにおいては、インターネット上の違法コンテンツ対策等警察に関連の深い議題を多く取り上げるなど、警察庁は、複数の省庁が関係するサブ・グループの取りまとめ官庁の一つとして中心的な役割を担っている。

平成20年には、我が国がG8議長国として同会合を2月、4月及び12月に主催し、G8リヨン・グループ全体の団長を当庁幹部が務め、多数の関係省庁から構成される我が国代表団を率いてG8各国との調整や意思形成を行い、同グループの議論を主導したほか、法執行サブ・グループ及びテロ対策実務者会合の議長を当庁幹部が務め、各サブ・グループの議事を進行し、議論を取りまとめた。

警察庁としては、引き続き、同グループでの検討結果が、我が国の治安対策の推進に資するものとなるよう、検討課題の設定に際し、我が国が主導的な役割を果たしていくほか、我が国の取組状況や技術・経験に関する情報の提供を積極的に行うなど、主体的に議論に参画していく。

### (3) 国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会議（AMMTC+3）

米国における同時多発テロ事件やインドネシア・バリ島における爆弾テロ事件の発生等を契機として、ASEAN10か国及び日本、中国、韓国（+3）を参加国とする「国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会議（AMMTC+3）」が開催されており、国境を越える犯罪対策に関する協力について、テロ、不正薬物取引及びマネー・ローンダリングなどの優先8分野を指定し、協議を行っている。第1回会議は平成16年1月にタイにおいて（国家公安委員会委員長出席）、第2回会議は平成17年11月にベトナムにおいて（国家公安委員会委員長出席）開催されたのに続き、平成19年11月にブルネイにおいて第3回会議が開催され、我が国からは、警察庁次長、薬物銃器対策課長等が出席した。

第3回会議では、国境を越える犯罪に対する我が国の考え方及び取組みについて警察庁次長がスピーチを行うとともに、テロ、人身取引及びサイバー犯罪の3分野におけるAS

E AN各国と日中韓との連携の強化、国境を越える犯罪対策を効果的に実施するための調査研究の必要性その他の国境を越える犯罪対策に対する各国の協力について改めて確認するコミュニケを採択した。

第4回会議は、平成21年にカンボジアにおいて開催予定である。

#### (4) 犯罪防止及び刑事司法に関する国際連合会議（コンGRESS）

「犯罪防止及び刑事司法に関する国際連合会議（コンGRESS）」は、昭和30年の第1回会議以降5年ごとに開催され、国連加盟国の刑事司法・法執行担当機関の代表が集まり、犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する事項を始めとする刑事司法に関する諸問題について討議してきた。

警察庁では、第1回会議以降毎回出席しており、平成17年4月、バンコクにおいて開催された第11回コンGRESSにおいては、国際課長が国際組織犯罪・テロ対策における国際協力についてスピーチを行うなど、積極的に討議に参画した。

第12回コンGRESSは、平成22年にブラジルにおいて開催予定であり、同会議に向けて現在各種の調整を行っているところである。

#### (5) 今後の方向性・課題

国際組織犯罪対策・テロ対策において国際的な取組みの重要性がますます強く認識されつつある中、我が国としても、国内外の組織犯罪・テロの動向を把握し、適時適切に対応するとともに、我が国における当該分野での取組みを実効ある形で国際社会に紹介し、国際社会における治安維持・犯罪防止の在り方につき主体的に提案していく姿勢が極めて重要である。

そこで、警察庁としては、引き続き国際会議における議論に積極的に参加し、そこで得た各国の取組状況に関する情報や議論の内容を国内での犯罪対策等の治安対策に効果的に反映させていくとともに、国際社会における国際組織犯罪対策・テロ対策の枠組みづくりに際し、いかなる貢献・提案が可能なかを検討していくことが求められている。

このほか、AMMTC+3を始め、アジアにおける犯罪対策に係る地域的連携のための取組みが最近特に強化されつつあるところ、当該地域の有する我が国の治安への影響の大きさからも、今後、警察庁としても積極的な貢献が求められると考えられる。

#### 4. 治安関係条約交渉への参画

近年、日本が締結する条約の数は年々増加しているが、対象分野は広範にわたり、内容は国民生活と密接に関係するようになってきている。犯罪対策を始めとする国民生活の安全に関連する内容を含む条約も少なくない。また、国際組織犯罪防止条約やサイバー犯罪条約など、犯罪対策自体を目的とする条約の策定も活発に行われている。

警察庁では、治安の観点から重要と認められるものに重点を置きつつ、条約を始めとする様々な国際ルールの形成過程に積極的に参画しており、特に重要な条約交渉の場には、国際課長が参加するほか、その他の条約交渉についても、条約の案文の起草、我が国の対処方針の策定等に関し、必要な連絡調整に当たっている。

##### (1) 各国との刑事共助条約の締結拡大

国際犯罪捜査を行う上では、外国における証拠の提供、見分、所在地の特定等の共助を当該外国に要請することが必要となる状況がある。このような外国との共助については、通常国際礼譲に基づいて行われており、必ずしも要請された共助が実施されるとは限らず、また、共助要請の発受が外交ルートを通じて行われているために、要請された共助が実施されたとしても、迅速に回答を得ることが困難である。そこで、共助の実施を条約上の義務とすることにより確実な共助の実施を期するとともに、共助要請の発受を行う中央当局を指定することにより手続の効率化・迅速化を図るため、各国との刑事共助条約（Mutual Legal Assistance Treaty）の締結が求められている。

これまで、平成15年8月に我が国初の二国間の刑事共助条約として日米刑事共助条約が署名され、平成18年7月に発効、日韓刑事共助条約が平成18年1月に署名され、平成19年1月に発効したほか、日中刑事共助条約が平成19年12月に署名され、平成20年11月に発効した。これらの条約において国家公安委員会は、法務大臣とともに日本側の中央当局として、相手国の中央当局に対して、直接に共助要請を発出することが可能とされている。

また、平成20年5月に日・香港刑事共助協定の署名が行われたほか、同年4月にはロシアとの刑事共助条約締結交渉について実質合意に至っている。

警察庁としては、各国との刑事共助条約締結に向けて今後とも積極的に交渉に参画していくこととし、特にブラジル、欧州及びアジア諸国との刑事共助条約締結に向け、関係省庁とともに作業を進めることとしている。

## (2) 日中領事協定

領事条約とは、領事官等の特権及び免除その他の領事関係全般に関する国際法上のルールの明確化及び統一化を図るものであるところ、平成14年5月に発生した瀋陽総領事館事件を契機として、平成15年4月から平成20年3月までに7回にわたって日中領事協定の締結交渉が行われて、同年10月に署名された。

警察庁としては、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月・犯罪対策閣僚会議決定）において「日中間における領事関係国際約束についても、相手国民を拘禁した際の領事機関への義務的通報その他我が国における中国人の犯罪の抑止に寄与し得るような措置を確保しつつ、その早期締結を目指す。」と規定されたことを踏まえ、引き続き、同協定締結に向けた作業に参画していくこととしている。

## (3) 各国との経済連携の促進

現在、我が国政府として、各国との経済連携協定（Economic Partnership Agreement）の締結推進を図っており、平成20年中は、7月にインドネシア及びブルネイ、12月にASEAN及びフィリピンとの協定がそれぞれ発効した。また、交渉中のものとして、ベトナム、インド、オーストラリア、スイス及びGCC諸国（湾岸協力会議）がある。警察庁としては、治安上の観点から、特に人の移動分野に関する交渉について、不法就労、不法滞在その他の犯罪を防止するための的確な対策が講じられるよう、各国との交渉に当たり、我が国の対処方針の策定等について、積極的な参画を行っている。

## (4) 警察当局間文書の策定

警察庁では、昨今の国際情勢にかんがみ、いずれの地域・国との間で、いかなる協力関係を構築・強化すべきなのかを見極めた上で、条約その他の国際約束には当たらない、警察当局間文書についても策定を進めており、平成18年2月には、オーストラリア連邦警察との間で、平成19年4月にはブラジル連邦警察との間で、両国当局が協力することを定めた意図表明文書をそれぞれ策定した。

## (5) 今後の方向性・課題

警察庁としては、各国との刑事共助条約等の締結に向けて、今後とも積極的に交渉に参画していくとともに、それぞれの類型ごとに、上記の方向性・課題に即した対応を行っていく必要がある。

## 5. 外国治安機関との交流

我が国として、外国治安機関との協力関係の構築の重要性は近年ますます高まっており、警察庁としても、我が国と外国の警察当局間で会合を開催したり、外国治安機関から日本警察への来訪者を受け入れることを通じて、協力関係の構築及び強化に努めている。

### (1) 二国間会合等

各国の治安機関との間で直接的な交流を進める上で、二国間会合を行うことは極めて効果的であるとの認識の下、我が国では、協力関係の推進の必要性や外国からの要望を踏まえ、中国、ロシア及び韓国との間で、積極的に二国間会合を行っている。

#### ア 日中間

日中治安当局間では、国際犯罪対策における協力強化を目的とする協議の枠組みとして、「日中治安当局間協議」が設置されており、現在までに4回開催されている。警察庁は、外務省、法務省、財務省、海上保安庁等の関係省庁とともに毎回同協議に参画している。

また、警察庁では、日中間にまたがる犯罪情勢等を踏まえ、平成16年11月に東京において、中国公安部と協議を開催し、平成17年10月には、北京において2回目の協議が、平成18年12月には、東京において3回目の協議が、平成19年12月には、北京において4回目の協議が、それぞれ開催された。平成21年1月には、東京において5回目の協議が開催され、警察庁総括審議官を団長とする我が国警察庁代表团と、中国公安部国際協力局副局长を団長とする中国公安部員との間で、不法出入国事犯、旅券・文書関連事犯、殺人強盗等一般犯罪、サイバー犯罪、薬物・銃器事犯及び経済事犯のテーマごとに具体的事件に関する情報を含む情報交換を行ったほか、ハイレベル会談の実施の重要性、各分野における捜査協力の一層の推進、アジア地域における警察協力の推進等についての認識の一致を見るに至った。

#### イ 日露間

日露の薬物、銃器、自動車及び水産物の密輸を中心とする治安問題について双方の治安当局が共に検討する枠組みとして、平成9年以降、「日露治安当局間会合」が設置されており、現在までに4回開催されている。警察庁は、外務省、財務省、海上保安庁等の関係者とともに毎回当会合に参画している。

他方、ロシア極東地域における日露両国間の治安問題につき、警察庁とロシア内務省（極東連邦管区内務総局）とが協議を行う必要があることについて両者間で認識が一致したことにより、平成16年12月にハバロフスクにおいて実務者会合を開催した。平成17年12月には、東京において第2回目の会合を開催し、極東における海洋水産

資源、自動車及び薬物・銃器の密輸・不正取引問題、捜査協力・共助等に関して実務者レベルでの活発な意見交換を行ったほか、双方で情報交換を円滑に実施するための方法について確認した。平成19年1月にはハバロフスクにおいて第3回会合が、平成20年4月には、東京において第4回会合が開催され、平成21年にはハバロフスクにおいて第5回会合が開催される予定である。

#### ウ 日韓間

近年の日韓両国間にまたがる犯罪情勢を踏まえ、両国治安当局間の協力関係強化の必要性について、両国関係機関の認識が一致したことにより、不法出入国・滞在、来日外国人犯罪、捜査共助等の問題について、両国治安当局が協議する枠組みとしての「治安問題に関する日韓協議」が設置されており、警察庁は、外務省、法務省、財務省、海上保安庁とともに本協議に参画している。

また、平成18年12月に韓国警察庁長が来訪した際には、警察庁長官との会談において、日韓を含めた地域レベルの協力の強化等に関する意見交換が行われた。

さらに、平成19年7月には警察庁次長が韓国を訪問して韓国警察庁次長と会談を行い、首脳レベルの交流の重要性を確認するとともに、グローバルな治安課題への対応について意見交換を行った。

#### エ 日伯間

警察庁は、法務省、外務省とともに、第1回日伯司法分野作業部会（平成19年10月開催）及び第2回日伯司法分野作業部会（平成20年10月開催）に参画し、ブラジル当局関係者と司法分野における課題について意見交換を行った。

### (2) 便宜供与

外務省、在外公館、在京大使館等を通じて、外国の治安機関等から警察庁へ依頼される来訪者に対する便宜供与件数は100余件にのぼる。この内訳は、警察庁長官等の幹部職員への表敬訪問、我が国警察関連施設の視察、我が国警察の組織や活動に関する説明など多岐にわたっているが、警察庁では、これらに確実に対応することで、各国の治安機関との協力関係の強化を図っている（別表3参照）。

#### ア 外国の要人に対する便宜供与

来訪者に対する各種便宜供与の中でも、各国の治安機関のトップレベルの要人と警察庁長官等が会談をした場合には、その機会に、双方の理解・認識が急速に深まることが期待され、現実には、相互の将来的な関係強化において極めて効果的な結果をもたらすことが多い。

こうした観点から、警察庁では、各国の治安機関の要人の来訪を積極的に受け入れ、

警察庁長官等との会談の機会を設けているところである。

平成20年には、3月に行われた警察庁長官とインドネシア国家警察長官との会談を始めとし、合計5件の各国要人の警察庁への来訪に際し便宜供与を行い（別表3の3の（1）参照）、その結果、両国警察間における緊密な連携と協力関係を確認するなど、有意義な意見交換が実現した。

#### イ 実務者レベルの担当官に対する便宜供与

外国治安機関等の要人の来訪だけではなく、協力関係の構築に当たっては、実務者レベルの交流も重要であり、各国からの実務者レベルの担当官の来訪の際にも、同様に各種便宜供与を提供している。

平成20年中、警察庁において便宜供与を実施した諸外国の治安機関からの来訪件数（要人含む）は、101件であり、来訪人員は881人であった。また、国別件数は、73か国であった。（別表3の1参照）。

内訳については、アジア諸国からの来訪者が696人（全体の約79%）と圧倒的に多く、次いで中東諸国（53人、約6%）、欧州諸国（46人、約5%）の順となっている（別表3の2参照）。

特にアジア諸国の場合には、昨年引き続き、インドネシア、中国、タイ、韓国等からの来訪者が多く、警察庁とアジア諸国の治安機関との協力関係強化に向けた相互の意識の高まりが、来訪者の増加数に表れている。

### （3）今後の方向性・課題

グローバル化の進展により、国際犯罪組織による組織犯罪が深刻化し、国際テロの脅威が高まる中、これらを防圧、検挙し、国際社会の安定と発展を図るため、諸外国の治安機関との一層の協力関係構築が、極めて重要な課題である。

二国間の治安当局間会合については、常に現状の国際犯罪情勢を見極め、いかなる地域や国と、どのような協力関係を構築・強化していかなければならないかを検討しつつ、各国治安機関との実質関係強化を図っていくことが必要である。

便宜供与の受入件数、人員は、昨年より減少しているが、引き続き、外務省、在外公館、在京大使館等関係機関からの依頼に対しては、我が国及び相手国双方の警察にとって有意義な交流となるよう対処することとしている。

警察庁としては、今後も引き続き、必要な人材や受入体制を確保し、諸外国の治安機関との緊密な交流を展開していくこととしている。

別表3

平成20年便宜供与実施結果

1 便宜供与実施件数及び人数

年	件数（前年比）	人数（前年比）	国数
平成20年	101件（-26件）	881名（-140名）	73か国
平成19年	127件（+9件）	1021名（+246名）	83か国
平成18年	118件（-6件）	775名（-86名）	95か国

※月別便宜供与件数及び人数

年	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
20	件数	8	9	13	8	2	4	7	6	11	11	14	8	101
	人員	40	44	84	77	23	77	126	66	119	103	78	44	881
19	件数	6	9	13	6	6	11	7	10	15	14	21	9	127
	人員	115	47	64	34	68	85	72	85	124	67	205	55	1021
18	件数	4	8	17	8	4	7	8	10	15	8	17	12	118
	人員	21	27	87	26	57	74	76	73	90	54	143	47	775

2 地域別人数

地域	20年	%	19年	%	18年	%
アジア	696	79.0	746	73.1	531	68.5
中東	53	6.0	64	6.3	33	4.3
欧州	46	5.2	69	6.8	83	10.7
アフリカ	42	4.8	35	3.4	51	6.6
中南米	23	2.6	46	4.5	47	6.1
大洋州	11	1.2	22	2.2	8	1.0
北米	10	1.1	39	3.8	22	2.8
合計	881		1021		775	

※アジア地域国別人数

国名	20年	19年	18年
インドネシア	184	55	62
中国	114	191	116
タイ	112	86	66
韓国	105	205	203
ベトナム	39	54	2
フィリピン	33	31	12
マレーシア	25	32	18
バングラデシュ	21	20	10
シンガポール	11	12	2
カンボジア	9	15	8
パキスタン	7	9	7
ミャンマー	7	7	7
ラオス	6	4	4
その他	23	25	14
合計	696	746	531

3 主要便宜供与

- (1) 3/18 インドネシア国家警察長官（長官表敬）
- (2) 4/8 ロシア内務省局長（次長表敬）
- (3) 4/24 バングラデシュ内務省次官（長官表敬）
- (4) 11/28 香港保安省長官（大臣表敬）
- (5) 12/9 イラン内務省局長（次長表敬）

## 6. 国際的な警察活動の推進のための基盤整備

国際的な警察活動を推進するための基盤整備として、平成20年中には国際協力のための体制づくりのほか、通訳体制の整備についての取組みを行った。

### (1) 国際協力のための体制づくり

国際協力のための体制づくりとしては、JICA専門家候補者を集めて将来の国際協力を担う人材の育成を図るため、警察大学校国際警察センターにおいて第3回目の「国際協力課程」を実施した。6月に実施された同課程には14名が入所し、平成21年1月までに短期専門家3名が派遣されている。

### (2) 通訳体制の整備

通訳体制の整備に関する事務については、平成16年4月の組織改編により、国際課がつかさどることとされた。

来日外国人犯罪情勢の深刻化等、警察分野における国際化が進展する中であって、通訳体制の確立は、喫緊の課題であり、平成18年に策定された「治安再生に向けた7つの重点」にも盛り込まれたところである。

警察通訳に係る体制については、平成20年4月現在、全国の都道府県警察で約5,400人が部内通訳人として、また、約5,700人が部外通訳人として確保されている。もともと、来日外国人犯罪が多発し、その内容も複雑化、多様化する中であって、警察通訳の需要は今後も増加が見込まれるところ、いわゆる少数言語に対する通訳人の不足が目立つとともに、通訳人の効果的な運用や能力の維持向上等に問題点が見られる状況にある。

こうした状況を踏まえ、警察庁では、国際担当審議官を座長とする部局横断的なワーキンググループを設置し、必要な検討、施策の推進を図っているところである。また、約5,400人を数える部内通訳人の能力を維持・向上させるとともに、各管区内・府県間の連携の強化を図るため、「管区別通訳担当者等連絡会議」を平成19年度に引き続き、平成20年度も開催した。

### (3) 今後の方向性・課題

警察庁では、引き続き国際協力のための体制づくりに積極的に取り組むこととしている。また、通訳体制の整備については、部内通訳人の育成のための研修の充実、警察通訳に対する支援の強化等に一層取り組むとともに、都道府県警察間における連携の強化、通訳能力の維持向上のための方策等について必要な検討を行うこととしている。